

第5次地球温暖化対策実行計画

計 画 期 間
2025年度～2030年度

福岡県南広域水道企業団

目次

1	基本的事項	1
	(1) 計画の目的	
	(2) 計画の背景・位置づけ	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画の対象となる範囲	
	(5) 計画の対象とする温室効果ガス	
2	温室効果ガスの排出状況	2
	(1) 温室効果ガス排出量の推移	
	(2) エネルギー種別の温室効果ガス排出割合	
3	温室効果ガス排出量の削減目標	3
	(1) 目標設定の考え方	
	(2) 温室効果ガス排出量の削減目標	
4	目標達成に向けた取組	3
	(1) 基本方針	
	(2) 具体的な取組	
	①省エネルギーの推進	
	②再生エネルギーの活用	
	③循環型オフィスづくりの推進	
	④環境保全への取組み	
5	推進体制等	5
	(1) 推進体制	
	(2) 職員に対する研修	
	(3) 計画の推進	
	(4) 進捗状況の公表	
	(5) 計画の見直し	

1 基本的事項

(1) 計画の目的

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、企業団の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

(2) 計画の背景・位置づけ

地球温暖化に対する世界的な取組みが喫緊の課題となる中、国は、「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す」と宣言し、令和 3 年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改正しました。

企業団では、平成 16 年度に第 1 次地球温暖化対策実行計画を策定して以降、継続して計画を策定・推進し、企業団の事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの抑制に努めてきました。

また、安定した経営により水道水を安定的に供給できるよう 10 年間の目標を定めた「福岡県南広域水道企業団水道ビジョン 2020」を令和 2 年度に策定し、その中で「省エネルギーの推進」を掲げ、温室効果ガス抑制につながる省エネルギーに努めています。

(3) 計画の期間

国の地球温暖化対策計画を踏まえて、2025 年度から 2030 年度までを計画期間とし、計画の基準年度は、2013 年度とします。

(4) 計画の対象となる範囲

本実行計画の対象範囲は、企業団における全ての事務及び事業とします。

(5) 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスのうち、当企業団の排出量の多くを占めている二酸化炭素を対象とします。

2 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の推移

当企業団の事務、事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度である 2013 年度においては 8,835t-CO₂、基準年度に対して直近の 2 年間の推移は、2022 年度が 7,019t-CO₂ で 20.6% の削減、2023 年度が 5,946t-CO₂ で 32.7% の削減となっております。

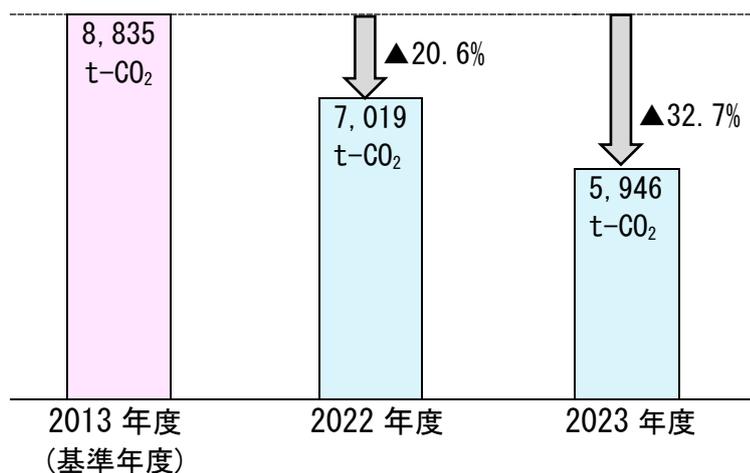


図1 福岡県南広域水道企業団の事務、事業に伴う温室効果ガス排出量の推移

(2) エネルギー種別の温室効果ガス排出割合

当企業団の温室効果ガス排出量におけるエネルギー種別は、電気が全体の 98.7% を占め、その他（重油、ガソリン、軽油、プロパンガス）で 1.3% となっています。

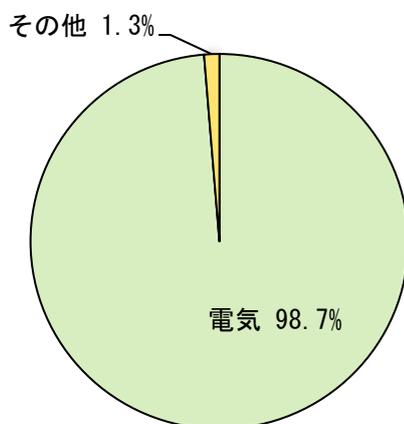


図2 エネルギー種別の二酸化炭素排出割合 (2023年度)

3 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、福岡県南広域水道企業団の事務、事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

目標年度（2030年度）までに、基準年度（2013年度）比で46%削減することを目標とします。

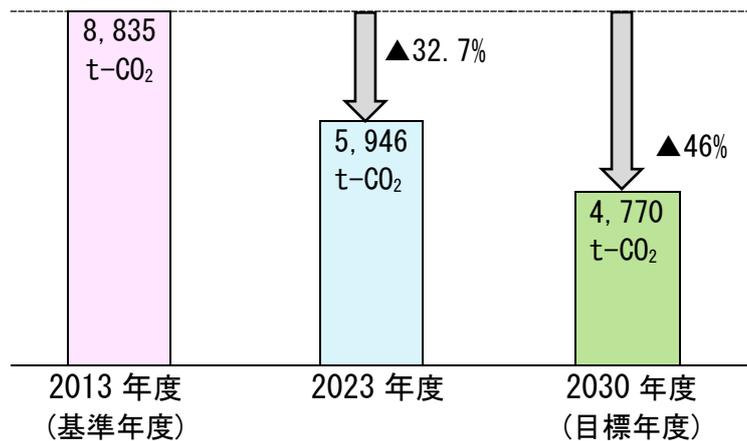


図3 温室効果ガス排出量の削減目標

4 目標達成に向けた取組

(1) 基本方針

『安全で良質な水の安定供給により住民生活の向上と地域の発展に貢献する』という企業団の基本理念のもとに、地域住民の生活と経済活動を支えていくという使命を果たしながら、国が示す社会全体で2050年までにカーボンニュートラル*を実現するという目標を目指し、温室効果ガスの削減に努めていきます。

*カーボンニュートラルとは…

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

(2) 具体的な取組

①省エネルギーの推進

ア) 水道施設等の効率的な運転の実施

送水ポンプにおける自動制御システムの導入、系統連絡管の整備と活用、管路内断面の確保などにより、水道施設等を効率的に運転し、電気使用量の削減に努めます。

また、電力会社の供給エリア全体の電力需給の安定化を促進し、追加発電による二酸化炭素排出量の低減に寄与する「デマンドレスポンス」を継続します。

イ) 照明設備のLED化

施設の照明設備については、修繕若しくは更新時にLED照明への交換を進めます。

ウ) 電動車（EV・PHEV・HV等）の導入

公用車を購入する場合は、電動車を積極的に導入します。

エ) 省エネルギー型仕様機器の採用

OA機器及び水質検査機器を購入する場合は、省エネルギー型仕様のものを採用します。

オ) 各種設備の省エネルギー型仕様への更新

水道施設における各種設備を更新する場合は、高効率設備やインバーター制御ができる仕様のもの等、省エネルギー型仕様のものを採用します。

②再生エネルギーの活用

ア) 太陽光発電の増設の検討

現在設置している太陽光発電設備のほかに増設できる箇所がないか検討を進めます。

イ) 再生可能エネルギー由来の電力調達割合の検討

再生可能エネルギー由来の電力の調達割合について検討を進めます。

ウ) 小水力発電の導入の検討

小水力発電が設置できる箇所がないか検討を進めます。

③循環型オフィスづくりの推進

ア) 職員による省エネルギー行動の実施

照明や電化製品の不使用時の電源オフ、運転時のエコドライブなど、日常業務の中で省エネを意識した行動を率先して実施します。

イ) コピー紙の使用量削減

文書の電子化を進め、ペーパーレス化等によりコピー紙の削減を進めます。

ウ) グリーン購入法適合品等の調達

調達の目的に支障のない範囲で、グリーン購入法適合品等の調達に努めます。

エ) プラスチック製品の使用削減

プラスチック製品の代替品の検討を行い、使用の削減に努めます。

オ) 定時退庁の徹底等

定時退庁日の徹底を図り、時間外勤務の縮減に努めます。

カ) クールビズ・ウォームビズの推進等

クールビズ及びウォームビズの実施により、執務室温度の適正化を図ります。

④環境保全への取組み

ア) 森林保全活動等参加

水源地域における森林保全活動等に積極的に参加します。

イ) 再生資材やリサイクル品の使用

工事等における再生資材の活用や各種業務におけるリサイクル品の利用を拡充していきます。

ウ) 廃棄物の適切な処分及び削減

工事等における廃棄物の適切な処分と削減を進めます。

エ) 企業団敷地内の緑化の維持

事業活動に影響のない範囲で企業団敷地内の植栽の維持管理をし、できる限り緑化の推進に寄与する。

5 推進体制等

(1) 推進体制

本実行計画を推進するため、企業長を委員長とする「地球温暖化対策実行計画推進委員会」を設け、計画の進捗管理や施策の調整、計画の見直しの検討などを行います。

また、総務部長及び施設部長を副委員長、各課長を委員とし、次の組織で取組を推進していきます。

地球温暖化対策実行計画推進委員会

委員長：企業長

副委員長：総務部長

：施設部長

委員：各課長

事務局：総務部総務課

(2) 職員に対する研修

職員研修において、職員意識の高揚や本実行計画の周知徹底を図ります。会議等を活用して、全職員に計画の進捗状況や課題等の情報共有を図り

ます。

(3) 計画の推進

本実行計画の目標達成状況を定期的に確認し、記録及び評価を行うための手順を定めた「福岡県南広域水道企業団エコアクション」により、計画の推進を行います。

(4) 進捗状況の公表

毎年度、二酸化炭素排出量等について、福岡県南広域水道企業団のホームページで公表します。

(5) 計画の見直し

本実行計画は、国内外の地球温暖化を取り巻く状況や社会的動向、技術革新等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。